県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）…… 1
○県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…… 1
○森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課）…… 2
○土地収用の手続の開始（用地課）…… 2
○土地使用の手続の開始（用地課）…… 3
○都市計画事業の変更の認可（都市公園課）…… 3
公　告
○開発行為に関する工事の完了・３件（建築指導課）…… 3

告　　示

沖縄県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、伊野田北地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年１月19日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　縦覧に供する書類　県営土地改良事業計画書の写し
２　縦覧に供する期間　令和３年１月20日から同年２月17日まで
３　縦覧に供する場所　石垣市役所
４　その他　この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して６か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、米節東地区県営土地改良事業（農業用用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年１月19日

沖縄県知事　玉　城　康　裕

１　縦覧に供する書類　県営土地改良事業変更計画書の写し
２　縦覧に供する期間　令和３年１月20日から同年２月17日まで
３　縦覧に供する場所　石垣市役所
４　その他　この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求を

した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して６か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第21号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第１項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第４項において準用する同法第３条第５項の規定により、次の事項を公表する。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　区域及び期間

⑴　区域　今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

⑵　期間　令和３年４月１日から同年６月30日まで

２　森林病害虫等の種類　松くい虫

３　行うべき措置の内容　松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

４　命令をしようとする理由　松くい虫の被害のまん延防止のため

５　その他必要な事項

⑴　３に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

⑵　３に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、⑶により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

⑶　３に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が３に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとすること。

⑷　知事は、３に規定する樹木を所有し、又は管理する者が１⑵に定める期間内に３に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

⑸　知事は、⑷による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、３に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第22号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　起業者の名称　沖縄県

２　事業の種類　県道石垣空港線道路改築事業（沖縄県石垣市字平得平得地内から同市字盛山盛山地内まで）並びに県道、市道及び農業用道路付替工事

３　収用の手続を開始する土地　石垣市字平得平得、字真栄里慶田山、字真栄里東原、字真栄里田原、字真栄里上原、字大浜田原、字大浜南後原、字大浜フルスト、字大浜カンド原、字大浜大道原、字宮良神田原、字宮良山崎及び字宮良牧中地内

４　収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所　石垣市建設部都市建設課

沖縄県告示第23号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　起業者の名称　沖縄県
２　事業の種類　県道石垣空港線道路改築事業（沖縄県石垣市字平得平得地内から同市字盛山盛山地内まで）並びに県道、市道及び農業用道路付替工事
３　使用の手続を開始する土地　石垣市字大浜大道原地内
４　使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所　石垣市建設部都市建設課

沖縄県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、平成29年沖縄県告示第249号で認可した那覇広域都市計画広場事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　施行者の名称　宜野湾市
２　都市計画事業の種類及び名称
⑴　種類　那覇広域都市計画広場事業
⑵　名称　宜１号門前広場
３　事業施行期間　平成29年４月18日から令和７年３月31日まで
４　事業地
⑴　収用の部分　変更なし
⑵　使用の部分　なし
５　変更の内容　事業施行期間の変更

公　　　　　告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　開発許可年月日及び指令番号　平成30年11月５日　沖縄県指令土第799号、令和２年12月23日　沖縄県指令土第758号（変更）
２　開発区域に含まれる地域の名称　豊見城市字豊見城豊見城原48番ほか３筆
３　公共施設の種類、位置及び区域
⑴　種類　緑地
⑵　位置及び区域　次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
４　開発許可を受けた者の所在地及び名称　香川県高松市鍛冶屋町７番地12　穴吹興産株式会社　代表取締役　穴吹忠嗣
５　検査済証番号　令和２年12月28日　第4699号
６　工事完了年月日　令和２年12月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

1　開発許可年月日及び指令番号　平成31年１月31日　沖縄県指令土第62号、令和２年６月18日　沖縄県指令土第376号（変更）、令和２年11月５日　沖縄県指令土第650号（変更）、令和２年12月22日　沖縄県指令土第754号（変更）

2　開発区域に含まれる地域の名称　宮古島市平良字西里立行1140番ほか32筆及び1139番１地先並びに平良字下里七原1792番１及び1792番３（４工区）

3　公共施設　なし

4　開発許可を受けた者の所在地及び名称　宮古島市平良字西里1140番地　宮古島市長　下地敏彦

5　検査済証番号　令和２年12月28日　第4700号

6　工事完了年月日　令和２年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和３年１月19日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

1　開発許可年月日及び指令番号　平成31年２月25日　沖縄県指令土第105号、令和元年12月10日　沖縄県指令土第850号（変更）、令和２年５月11日　沖縄県指令土第292号（変更）

2　開発区域に含まれる地域の名称　豊見城市字金良後原448番

3　公共施設　なし

4　開発許可を受けた者の所在地及び名称　豊見城市字平良151番地の２　合資会社ひかり　代表社員　松尾悟

5　検査済証番号　令和３年１月４日　第4701号

6　工事完了年月日　令和２年12月７日

発行所 沖縄県総務部 **総務私学課** 電話番号 098-866-2074	印刷所　有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073　那覇市字上間244番地（3F）